

建基法改正案 国会へ提出

全建達新聞

全国建築工事に
 団体連合会
 東京都港区赤坂2丁目
 2番19号 107
 アドレスビル内
 電話03 686 3381
 購読料送料共
 半年200円1ヵ年400円

全建達とともに事業の安定と進展をはかろう。

避難施設の設置を義務づけ

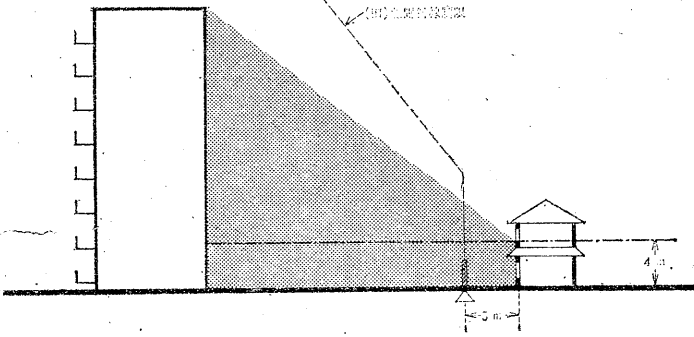
日影に関する基準を設置

建築基準法の改正案が閣議を了り、四月二日国会に提出されることになった。今回の改正は防災対策を推進するためには、既存の特殊建築物等について防火避難施設の整備を義務づけ、工事中の建築物については使用制限を強化する規定を設けている。また、新たに住宅地における日照の確保のため、建築物による日影に関する基準を設ける。その他、第二種住居専用地域における用途規制等を強化し、建築協定に関する規定を整備している。これらは、都市における環境の整備保全と土地の合理的な利用を図るために行われるものである。

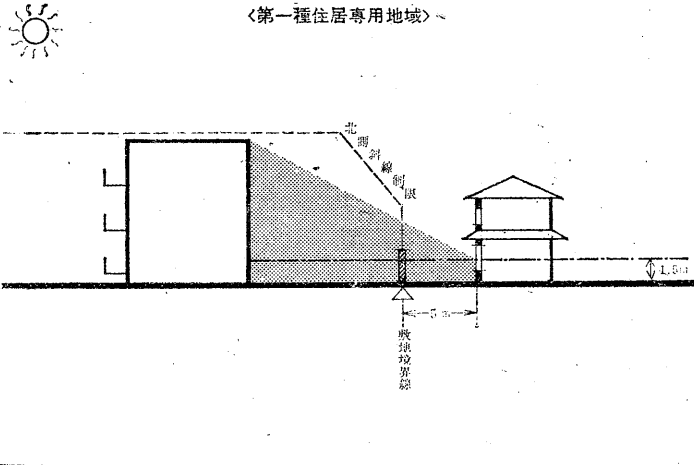
今回の建築基準法の改正案提出の背景は、最近における建築物の高層化と用途の複合化に伴い、建築物内へ火災が生じた場合など、本市の大津波パートの例にみられるように大災害になる危険性が大きく、このような事態に対処するため、既存の百貨店等に対して防火避難施設の整備を義務づけ、工事中の建築物については使用制限を強化する必要があること。また、都市における土地の高度利用の進展に伴い日照紛争、その他都市環境を阻害する事態が随所発生しており、これに対しても

改正案の建築物に関する防災対策の強化については、第一に既存の場合を除いて検査済証の交付を受けた後でなければ、その建築物を使用してはならない、として、工事をする場合には、特定行政庁が安全上等の支障がないと認められた後でなければならぬ。第二に、特殊建築物等と新築する場合またはこれらの建築物の増築等の工事では避難施設等に関する規定を設ける。第三に、建築物の防火避難施設を設ける方法によることとができることとして、

〈第二種住居専用地域等〉



〈第一種住居専用地域〉



きょう四月一日は、四十七年四月一日改正施行された建築法が二年間の経過措置を終えて全面的に施行され、登録制から許可制へ移行する日である。

申請中でも 営業できます

建設業法経過措置終わる

建設省のほうをまとめた、昨年十二月現在の業種別大臣・知事許可(意)業者数調べによると、許可を受けた従来の業者数(純)は約一七万を数えている。これは登録業者もふくめた業者総数(純計)約三二万の半数以上が許可業者に移行したことを示している。

また、建設省の見込みでは、既登録業者の許可申請が締め切られた、きょう三月三十一日までに二、三万の業者が許可業者に移行できたものと推定している。従って残る既登録業者が全て三月末までに許可申請を出したとして、あと約八万の業者の審査が残っており、同省では、早急に許可業者へ移行できるように事務処理を急いでいるが、このように事務処理上の都合で三月末までに許可がおりないものについては、許可がおりるまでの期間、従来どおりの登録制でも営業できるように経過措置を講じている。

このように従来の登録制度から許可制度への完全移行はほぼ完了し、これを機会に同法の究極的目的である建設業の一層の近代化が図られる。

これは同日開かれた多摩院建設委員会で、沢田建設省住宅局長が答えたもの。沢田局長は「この事業の内容は法制化になじまない点が多いため建設省としては、建築協定で住宅供給業のあり方について検討しており、この答申を待って対処したい」と小住宅等建設業務に対する考えを明らかにした。

小住宅等の業務を検討

専門委 発足

建設省

建設省では、小規模住宅等の建設業務のあり方を検討するため、建築審議会の建築生産分科会の中に専門委員会を設け、このほど第一回目の会合を開いた。

この委員会は「住宅等小規模住宅の建築業務のあり方」として、建築審議会の意見に基づいて五月四月頃、小規模住宅の建設業務のあり方について答申する予定であり、この答申によって建設省が決定される。

そのスキヤンダスな性格のゆえにマスコミによって繰り返し報じられ世界中の人間に周知の事となりつつある。▼最初はこの語の意味を Ship (船) AVALIS (泳ぐ) の合成語かと思つたが、

対象区域	建築物の種類	日影規制の基準	規制の時間
第一種住居専用地域	新築の高さが七メートル以上の建築物	高さの二割を超えないこと	四時～六時
第二種住居専用地域	新築の高さが七メートル以上の建築物	高さの二割を超えないこと	四時～六時
第三種住居専用地域	新築の高さが七メートル以上の建築物	高さの二割を超えないこと	四時～六時
第四種住居専用地域	新築の高さが七メートル以上の建築物	高さの二割を超えないこと	四時～六時
第五種住居専用地域	新築の高さが七メートル以上の建築物	高さの二割を超えないこと	四時～六時

「あれやこれや」 ストリーキング この春、インフル エンザより速く激しく全米のキャンパスに蔓延してしまつたという、この全米全方疾走である。

技術が売りものの大工さんに

いぐら昔を売りものにしてる玄人だからといって、能率の悪さを鼻にかけるのはまったくナンセンスというものです。カートリッジタイプで、建築内装材接着工法に大きな省力化旋風を巻き起しているペンギンボンド楽々こそ、プロにうってつけの接着剤といえましょう。性能、使い易さ、スピーディさに関心のあるプロなら異論はないはず。

木工用〈酢酸ビニール樹脂エマルジョン〉接着剤

ペンギンボンド 楽々

サンスター化学工業株式会社

